

名張市コミュニティバス「ナッキー号」運行協賛事業者等募集基準

(目的)

第1条 この基準は、名張市コミュニティバス運行条例（平成17年条例第1号）第2条に規定する市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」（以下「ナッキー号」という。）の運行の趣旨に賛同し、支援しようとする市内の事業者等の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛事業者等の募集)

第2条 市は、ナッキー号の運行の趣旨に賛同し、協賛金により運行を支援する事業者等を募集する。

(協賛事業者等の名称等の掲示)

第3条 協賛する事業者等の地域貢献を周知するため、協賛期間中、当該事業者等の名称、社章、ロゴマーク等（以下「名称等」という。）をナッキー号の車体に掲示するものとする。

(協賛金の額及び募集口数)

第4条 協賛金の募集口数は、次の各号に掲げる1口当たりの協賛金の金額の区分ごとに当該各号に定める口数とする。

(1) 月額10,000円 3口

(2) 月額8,000円 5口

(3) 月額5,000円 10口

(一事業者等の協賛口数)

第5条 一事業者等が協賛できる口数は、1口とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(協賛期間)

第6条 協賛期間は1年度とし、年度途中から協賛した場合は、その年度末までとする。ただし、再協賛を妨げない。

(協賛金の納入)

第7条 協賛金の納入は、協賛期間前に協賛期間の総額を一括納入するものとする。

(名称等の規格と作成)

第8条 掲示する名称等は、縦15センチメートル、横45センチメートルとする。また、材質は、マグネットシート又はカットニングシートとし、事業者等が作成する。

(名称等の掲示)

第9条 ナッキー号の車体への名称等の掲示は、次の各号に掲げる協賛金の金額ごとに当該各号に定める部分に行うものとする。

(1) 月額10,000円 乗降口側面の市が指定する部分

(2) 月額8,000円 後部面の市が指定する部分

(3) 月額5,000円 運転席側面の市が指定する部分

(協賛の申込み)

第10条 「ナッキー号」の運行に協賛しようとする者は、名張市コミュニティバス協賛事業者等申込書(様式第1号)により申込みを行うものとする。

(応募事業者等の審査)

第11条 応募事業者等の審査は、名張市有料広告事業実施要綱(平成18年告示第224号)第9条に規定する名張市広告審査委員会においてこれを行う。

(協賛の決定)

第12条 市は、協賛を受けることの可否について決定した場合は、速やかに名張市コミュニティバス協賛事業者等決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に協賛することができる事業者等の要件、募集方法その他必要な事項は、名張市有料広告事業実施要綱に基づく有料広告事業の例による。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成19年4月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月29日から施行する。